

蓮田市電子計算委託業務契約約款

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書（蓮田市委託契約書（以下「契約書」という。）及びこの約款をいう。以下同じ。）に基づきこの契約（この契約書及び仕様書を内容とする委託業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その委託代金を支払うものとする。

3 仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(委託業務の実施)

第2条 乙は、この契約書に定めるもののほか仕様書、指示書及びその他資料（以下「仕様書等」という。）に基づく委託業務を実施する。

(契約の保証)

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

5 甲が契約の保証をあらかじめ免除とした場合及び蓮田市契約規則（平成29年蓮田市規則第27号）第28条第3号の規定により契約保証金の全部を納付させない場合には、この条の規定は、適用しない。

(委託業務内容)

第4条 乙は、甲の指示する仕様等に基づき帳票等を作成する。

2 甲は、乙が前項の作業を行うために必要な原始データ、その他資料（以下「原票」という。）を乙に貸与する。

3 乙は、原票の貸与を受けたときは速やかに受領書を交付し、原票を返還するまでの間、善良なる管理者の元で保管・管理を行う責を負う。

- 4 乙は、委託業務を完了したときは原票を速やかに甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、履行期限までに委託業務を完了すると共に、契約の目的物（以下「成果物」という。）の納入を行わなければならない。
- （再委託等の禁止）
- 第5条 乙は、委託業務を他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- （委託業務の調査等）
- 第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施についての委託業務日程表、作業計画書等の必要書類を提出させることができる。
- （委託業務内容の変更等）
- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。
- （履行期間の延長）
- 第8条 乙は、その責に帰することができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰する事由によるときは、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- （甲の請求による履行期間の短縮等）
- 第9条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して書面により履行期間の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。
- 2 前項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して委託代金額を変更しなければならない。
- （管理責任者の選任）
- 第10条 乙は、委託業務の実施にあたり管理責任者を選任し、原票・原始データ・成果物・プログラム等の紛失、漏洩、改ざんの防止、その他委託業務に支障が生じないように、常に最善の方策を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の管理責任者の選任または変更を行った場合には、遅滞なく書面により届け出なければならない。
- （報告等）
- 第11条 乙は甲に対し、受託委託業務の遂行及びデータの管理上、若しくは事故等の発生により、委託業務の履行に支障が生じるとき、又はおそれのあると認められるときは、遅滞なく書面により届け出なければならない。
- 2 届出には、委託業務名、障害発生日時、障害の状況、障害の原因、対処方法及び対処日時等

を明記しなければならない。

- 3 乙は、委託業務開始時に作業場所・作業範囲・作業内容及び作業責任区分について、甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、電算担当者名簿等、甲の指示する様式で変更のあった都度、甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託業務の遂行に伴い機器の設置、ケーブル等の配線、計器の移動、保守管理等により庁舎内に立ち入る場合及び工事等の作業を行う場合には、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、成果物についての検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、前項の規定は、再検査について準用する。乙は、検査に合格したときは、直ちに貸与品及び帳票等を甲に引き渡すものとする。
- 4 乙は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を甲に引き渡すものとする。
- 5 引渡し以前に生じた損害の経費は、甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、乙の負担とする。

(委託代金の支払)

第13条 乙は、前条第4項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続に従って委託代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託代金を支払わなければならない。

(部分引渡し)

第14条 履行期間が90日以上委託業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは、甲は当該部分について引渡しを、乙は当該部分に対する委託代金を、請求することができる。

- 2 前項の引渡し及び支払については、前2条の規定を準用する。

(権利の帰属等)

第15条 甲が貸与した原票及び原始データに関する所有権・著作権並びにその他一切の権利は、甲に帰属する。

- 2 乙は、委託業務に伴い生じた著作権及びその他の権利(著作権法第27条の翻訳権・翻案権、第28条の二次的著作物の利用に関する原著者の権利も含む。)が生じたときは、甲に無償で譲渡するものとする。
- 3 本プログラム中、乙が従来より権利を有していたものは乙に留保されるものとし、乙はこれを利用してプログラムと類似しているプログラムを作成することができる。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合には、この限りではない。

- 2 乙は第三者に対し、この契約に伴う原票及び原始データ・成果物・プログラム等を甲の承認なしに使用及び提供させてはならない。

(権利の保証)

第17条 乙は甲に対し、委託業務の履行にあたり、第三者の如何なる権利も侵害しないこと、

並びに何らかの請求又は訴えの提起がなされていないことを保証する。また、委託業務の履行にあたり、第三者の権利を侵害するものとして請求又は訴えの提起がなされた場合には、乙が乙の責任と負担をもって、これを解決する。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、成果物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前号の規定は、委託業務完了後も継続するものとする。

(個人情報の保護に係る乙の責務)

第20条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を取り扱う場合は、本契約書および別添の『個人情報取扱特記事項』の各条項を遵守し、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(データの保護及び廃棄)

第21条 乙は、原票・原始データ・成果物・プログラム・その他データの保護に務めなければならない。

2 乙は、災害時等に、原票・原始データ・成果物・その他データの紛失、漏洩等が生じないよう、更に復旧及びその後の委託業務に支障が生じないよう常に最善の方策を講じなければならない。

3 データ等の廃棄をする必要が生じた場合には、甲に報告し協議のうえ、善良な管理者の最善の注意をもってこれにあたなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第22条 乙は、原票・原始データ、システム定義書・プログラム・プログラム仕様書・マスターデータ等の、中間成果物並びに成果物等を、複写及び複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(原状復帰)

第23条 乙は、契約の満了・機器の老朽化、その他事由により什器等を使用しなくなった場合には、甲乙協議の上、速やかに原状に復帰しなければならない。その際に生ずる費用は甲が負

担するものとする。

(履行遅延の場合の違約金)

第24条 乙の責めに帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間に完了する見込みのあるときは、甲は乙から違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、委託代金から出来高部分に対する委託代金相当額を控除した額につき、延滞日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

3 甲の責に帰すべき理由により、第13条第2項の規定による委託代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、延滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰する理由により、履行期間内又は、履行期間経過後相当の期間内に委託業務が完了する見込みがないと明らかに認められたとき。

(2) 第11条及び第14条から第22条の規定に違反したとき。

(3) 第2号に定めるもののほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

(4) 第27条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託代金額の1/10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第26条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第27条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項の規定により業務の内容を変更したため委託代金額が2/3以上減少したとき。

(2) 第7条第1項の規定による業務の中止の期間が履行期間の5/10（履行期間の5/10が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第28条 第4条の規定による原票があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場

合において、当該原票が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第25条の規定による甲の解除権の行使であるときは甲が定め、第26条の規定による甲の解除権の行使であるとき又は前条の規定による乙の解除権の行使であるときは甲乙協議して定める。

(契約外の事項)

第29条 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じた場合には、甲と乙とが誠意をもって協議して定めるものとする。

「改正」平成30年10月1日

令和2年4月1日

令和4年4月1日

令和7年4月1日